

彦根市広告掲載基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、彦根市広告掲載要綱(平成 23 年彦根市告示第 151 号。以下「要綱」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定するもののほか、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容および表現は、信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(広告の審査・選定に関する基本的な考え方)

第 3 条 この基準により広告掲載の審査および選定を行うに当たっては、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用を行うのではなく、当該広告媒体ごとの性質に応じ、関係法令の規定、市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(事業者の基準)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者の広告は、掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員ならびにこれらの者がその経営に実質的に関与している事業者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)および会社更生法(平成 14 年法律第 77 号)による再生・更生手続中の事業者
- (4) 各種法令等に違反している事業者
- (5) 法令等により許認可が必要な事業であるにもかかわらず、その許認可を受けていない事業者
- (6) 社会的な問題を起こしているまたはそのおそれがある事業者
- (7) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 市から入札参加停止等の行政処分を受けている事業者
- (9) 市税を滞納している事業者
- (10) 政党その他の政治団体

(11) 宗教団体

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者

(業種の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業ならびにこれらに類似する業種

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業

(3) たばこに関する業種

(4) ギャンブル(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に基づき発売される宝くじを除く。)に関する業種

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種

(6) 占い、運勢判断等に関する業種

(7) 興信所、探偵事務所等に関する業種

(8) 債権取立て、示談引受け等に関する業種

(9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売業

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種

(広告内容の基準)

第6条 次の各号に掲げる要綱第3条第1項に規定する広告掲載の基準に応じ、当該各号に定める内容の広告は、掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

ア 法令等で製造、販売、提供等を禁止されている商品またはサービスを提供するもの

イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの

ウ 粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの

(2) 公序良俗に反するもの

ア 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、または美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨もしくはわいせつなものまたは裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するものまたはそのおそれがあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

イ 他をひぼう、中傷または排斥するもの

ウ 他者のプライバシーを侵害するもの

エ 第三者の商標権、著作権等の財産権その他の権利を侵害するものまたは無断で使用するもの

(4) 政治的目的が含まれているもの

ア 個人による政治活動を目的とするもの

イ 政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの

(5) 宗教的目的が含まれているもの

宗教団体等による布教推進等を主目的とするもの

(6) 社会問題についての主義主張が含まれているもの

ア 個人または団体による意見広告または意見の含まれている広告

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(7) 個人広告または個人宣伝となるもの

意図および内容が不明瞭または不明確で、単に個人の名前等を表示し、これを公衆に周知するもの

(8) 美観風致を害するもの

ア 色彩またはデザイン等が景観と著しく相違するもの

イ 自動車等運転者の誤解を招き、または注意力を散漫にさせる等、交通安全を阻害するもの

ウ その他良好な景観の形成および風致の維持を害するもの

(9) 誇大広告、不当表示その他表現方法が不適切なもの

ア 射幸心を著しくあおる表現のもの

イ 根拠なく他の商品もしくはサービスと比較し、または比較することなく、当該広告に掲載する商品もしくはサービスの優位性をうたうもの

ウ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの

エ 誇大な表現、根拠のない表示または誤解を招くおそれのある表現を含むもの

オ 責任の所在が明確でないもの

カ 広告の内容が明確でないもの

キ 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主またはその商品もしくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような印象を与える表現のもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

ア 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

イ 社会的に不適切であると認めるもの

ウ 市の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なう内容および表現を含むもの

エ その他広告媒体に掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

(その他)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質等に応じ、当該広告媒体ごとに必要な基準は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成23年8月18日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。